

講 師 謝 金 規 程

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人茨城県作業療法士会（以下、本法人という）が支払う講師謝金について必要な事項を定めることを目的とする。

(講師謝金対象者)

第2条 本法人主催の学術集会、研修会等で講演などを行った者を、本規程による講師謝金対象者とする。

(講師謝金単価)

第3条 講師謝金単価は、別紙別表1に定めるものとする。

2 理事会での過半数の合意があった場合に限り、前項の講師謝金単価を調整することができる。

(交通費及び宿泊費等の実費の支給)

第4条 第2条に定める講師謝金対象者には、第3条に定める講師謝金単価に加えて、交通費及び宿泊費等の実費相当額を支給する。

(改廃)

第5条 本規程の改廃は理事会で協議し、総会の承認を得なければならない。

(雑則)

第6条 本規程に定めのない事項については、理事会での協議を経て別に定める。

附則

1. 本規程は、平成26年4月1日から施行する。
2. 本規程は、平成28年6月5日から施行する。
3. 本規定は、令和2年6月7日に第3条別表1を一部改正し施行する。